

建設業者の格付における評価を希望する場合について

令和6年10月30日
三島市財政経営部財政課

令和7・8年度に適用する建設業者の格付について、定期受付で格付評価されることを希望する場合には、申請書及び証明書類を提出してください。なお、申請手続不要の工事成績の状況等は市で確認して評価します。また、総合評定値は提出期限までに提出のあった総合評定値通知書の総合評定値を反映します。

令和5、6年度の格付けから、競争入札参加資格審査申請と一体的な運用を図るため、格付けの有効期間を1年間から2年間に変更しています。

評価項目は前回と変更ありません。

1 総合点の算定方法

総合点 = 「経営事項審査の総合評定値通知書に記載された総合評定値（P点）」 + 「建設業者の技術力及び社会貢献度を評価する値」

2 建設業者の技術力及び社会貢献度を評価する項目

評価項目	申請手続	評価条件
総合評定値	不要	最新の総合評定値通知書に記載された総合評定値（P点）
工事成績の状況	不要	三島市発注工事を対象とし、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に検査担当課が採点した工事評定点（工事が2以上あるときは、その平均値とし、該当する工事がいない場合は0点とする。）が76点以上78点未満の場合は20点、78点以上80点未満の場合は30点、80点以上82点未満の場合は40点、82点以上の場合には50点とする。 なお、上記期間における工事ごとの工事評定点で67点超70点未満があった場合は、請負件数1件につき20点減点、64点超67点以下があった場合は30点減点、64点以下があった場合は50点減点とする。
請負件数の状況	不要	三島市発注工事を対象とし、令和5年1月1日から令和6年12月31日までの間に完成した請負件数 1件につき5点
優良工事表彰の状況	不要	令和5年度及び令和6年度において、三島市より優良工事の表彰を受けた場合 工事1件につき50点
若年技術者（35歳未満）の雇用状況	必要	総合評定値通知書の若手技術職員の継続的な育成及び確保、又は新規若年技術職員の育成及び確保に該当がある場合 各10点
災害に関する協定の締結状況	必要	令和6年12月31日において、三島市と災害協定を締結している場合 20点
障害者の雇用状況	必要	令和6年12月31日において、静岡県の「障害者雇用企業登録名簿」に登録されている場合 10点

ISO9001の取得状況	必要	令和6年12月31日において、ISO9001を取得している場合 10点
ISO14001又はエコアクション21の取得状況	必要	令和6年12月31日において、ISO14001又はエコアクション21を取得している場合 10点（両方でも10点）
地域防災に関する状況	不要	令和6年12月31日において、三島市消防団協力事業所表示証の交付を受けている場合 10点
暴力団排除に関する状況	必要	令和6年12月31日において、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づく「不当要求防止責任者の選任届」を静岡県公安委員会に提出し、令和5年1月1日から令和6年12月31日までに責任者講習を受講した者がいる場合 10点
市内住民の雇用状況	必要	令和6年12月31日において、従業員数に対する市内に住所を置く従業員を雇用している割合 3割以上の場合 10点 5割以上の場合 20点 7割以上の場合 30点
次世代育成支援に関する状況	必要	令和6年12月31日において、「次世代育成支援対策推進法」第12条第1項又は第4項に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出をしている場合 10点
女性活躍推進に関する状況	必要	令和6年12月31日において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第8条第1項又は第7項に基づく「一般事業主行動計画」の策定及び届出をしている場合 10点
健康経営優良法人に関する状況	必要	令和6年12月31日において、健康経営優良法人の認定を取得した場合 10点

3 対象

三島市内に営業所（本店・支店等）を有する者
土木一式工事、建築一式工事、電気工事の3業種

4 申請手続

三島市で推進したい項目及び重要視している項目を「建設業者の格付」で評価します。

2の表の「申請手続」が「不要」であるものは、三島市で確認して評価します。

2の表の「申請手続」が「必要」であるものは、「格付」で評価されることを希望するときは、証明する書類を添えて財政課に申請していただきます。

5 提出期限

令和7年1月31日（金）